

I 厚生労働行政に係る環境保全のための施策

(1) 地球温暖化問題に対する取組

① 関連分野における温室効果ガス削減の推進

<p>1 目標</p>	<p>○ 厚生労働省所管業種において自主行動計画を策定し、その業種の特성에応じた省CO₂対策を講ずる。</p> <p>【施策の柱】</p> <p>○ 自主行動計画の策定について未策定業種に働きかける。</p> <p>○ 定期的に厚生労働省環境自主行動計画フォローアップ会議を開催することで、各団体が作成した自主行動計画について、ヒアリングその他の方法により実施状況を調査した上で評価を行い、計画の着実な実施を図る。</p>
<p>2 進捗状況・実績</p>	<p>○ 平成22年2月18日に第3回会議を開催し、日本製薬団体連合会、日本生活協同組合連合会及び日本医師会・日本病院会・全日本病院協会・日本精神科病院協会・日本医療法人協会について、計画の実施状況を調査して評価を行った。</p>
<p>3 評価・課題</p>	<p>○【生協】 原単位による排出量の推移を見ると、電気事業連合会の係数（調整後）を用いて算定した場合及び環境省「事業者からの温室効果ガス排出量算定方法ガイドライン（試案）」における固定値を用いて算出した場合ともに、2008年度に初めて基準年度（2002年度）の水準を下回った。</p> <p>○【製薬】 CO₂排出量の推移を見ると、2003年度以降、基準年度の排出量を大幅に上回る状況が続いていたが、2008年度は排出係数の低下及びエネルギー転換の影響により、前年度と比較して大幅な減少が見られた。原単位による排出量を見ると、2003年度以降減少傾向にあり、基準年度と比べて大幅な改善が見られ、温暖化対策の効果は着実に表れている。</p> <p>○【病院】 CO₂排出原単位の実績について、2008年度は基準年度比で11.6%減となり、目標とした年率1.0%減を大幅に超える削減が達成された。</p>
<p>4 今後の方向性 (見直しの方向性)</p>	<p>○ それぞれの業種ごとに定めた自主行動計画の目標を達成するため、定期的にフォローアップを行っていく。</p>

② 水道施設における地球温暖化対策の推進

<p>1 目標</p>	<p>○ 水道事業における電力消費量の削減を推進する。 ・ 指標：給水量当たりの電力使用量 ・ 目標値：水道施設における単位水量当たり電力使用量を10年間で10%削減する。</p> <hr/> <p>【施策の柱】</p> <p>○ エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律49号）の適切な運用。 ○ 施設の更新期にあわせた環境保全対策に係る施設整備の推進。</p>
<p>2 進捗状況・実績</p>	<p>○ エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づき、一定量以上の電力を使用する事業場はエネルギー使用量等の定期報告などが義務づけられているところである。給水量当たりの電力使用量は、平成20年度末で0.505kWh/m³（平成19年度より給水量1m³当たり0.003kWhの減少）</p>
<p>3 評価・課題</p>	<p>○ 給水量1m³当たりの電力使用量は、ほぼ横ばいの傾向を示している。</p>
<p>4 今後の方向性 （見直しの方向性）</p>	<p>○ エネルギー使用の合理化に関する法律に基づく「特定事業者のうち上水道業、下水道業及び廃棄物処理業に属する事業の用に供する工場等を設置しているものによる中長期的な計画の作成のための指針」を平成22年4月に改定しており、引き続き、給水量当たりの電力使用の抑制に努めるよう指導等を行っていくこととする。</p>

③ 時間外労働の削減等による温暖化の防止

<p>1 目標</p>	<p>○ 時間外労働の削減・効率的な業務推進などで企業内での「働き方」の見直しにより、地球温暖化対策を推進する。 ・指標：所定外労働時間数(厚生労働省「毎月勤労統計調査」)</p> <p>【施策の柱】</p> <p>○ 所定外労働の削減 ○ 「ノー残業デー」の導入・拡充</p>
<p>2 進捗状況・実績</p>	<p>○ 「労働時間等見直しガイドライン」(労働時間等設定改善指針)を平成22年3月に改正し、これについて、都道府県知事や経済団体等に対して周知依頼の文書を発出したほか、主だった経済団体等を直接訪問して周知の依頼をするなどの取組を行った。</p> <p>○ 労働時間等の設定改善に積極的に取り組む中小企業事業主やその団体に対する支援や助言・指導等を実施した。</p> <p>○ 平成21年度の所定外労働時間数は年間134時間で前年度と比べて11時間減少した。</p>
<p>3 評価・課題</p>	<p>○ 平成19年度から2年連続で所定外労働時間数は減少しているが、引き続き、一層の所定外労働の削減に向けた取組が必要である。</p>
<p>4 今後の方向性 (見直しの方向性)</p>	<p>○ 引き続き、労働時間等見直しガイドラインの周知・啓発等を図るとともに、所定外労働の削減をはじめとする労働時間等の設定の改善に向けた労使の自主的な取組の促進を通じて、企業内での「働き方」の見直しを推進する。</p>

(2) 物質循環の確保と循環社会の構築に向けた取組

① 生活衛生関係事業者による環境配慮の取組みの推進

<p>1 目標</p>	<p>○ 旅館・飲食・食肉関係事業者による食品循環資源の再生利用率の向上を図る。 ・指標：旅館・飲食・食肉関係事業者による食品環境資源の再生利用等による減量の割合(%) ・目標値：平成21年度に24.0%(対象：全事業所)</p> <p>○ 生活衛生関係事業者による自主的な環境配慮の取組を推進する。</p> <p>【施策の柱】</p> <p>○ 計画的かつ効率的な「食品リサイクルシステム」の構築と推進に対する支援(食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平成12年法律第116号)の適正な運用)</p> <p>○ 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律(昭和32年法律第164号)に基づく「振興指針」の見直しの際に、随時環境配慮に関する事業内容をより積極的に位置づけ。</p>
<p>2 進捗状況・実績</p>	<p>○ 平成15年度に策定した「生活衛生関係事業者における再生利用事業実施のための指針(食品リサイクル指針)」の改訂作業を現在行っている。 生衛業の各事業者は、多種多様な食品廃棄物が少量かつ分散して発生しており、平成19年度の再生利用実施率は22%にとどまっている。 中小零細事業者を中心とする生衛業者が食品リサイクルへの取り組みをさらに推進するための方向性と取り組み内容を示す予定。</p>
<p>3 評価・課題</p>	<p>○ 平成15年度に策定した食品リサイクル指針では、都道府県生活衛生営業指導センターを中心に、食品関連事業者、再生利用事業者、特定肥飼料等の利用事業者の3者の連携による食品リサイクルが推進されるよう「食品リサイクル地域推進会議」を設置することで、生活衛生同業組合等が再生利用事業計画を策定する支援を行うこととした。 しかし、推進会議が設置され業界が共同で効率的な食品リサイクル事業に取り組んだ事例は少ない。</p>
<p>4 今後の方向性 (見直しの方向性)</p>	<p>○ リサイクル指針の改定を行い、食品リサイクルの実施率の向上に努める。 都道府県生活衛生営業指導センターや生活衛生同業組合が中心となって、行政の取組への協力、地域の取組の促進、個別の事業者への啓発普及を行い、地域における零細事業者である生衛業者が少しでも多くこの取組に参加する動きをするよう支援していきたい。</p>

② 医薬品・医療機器製造販売業者等による環境配慮の取組の推進

<p>1 目標</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 医薬品・医療機器製造販売業者等による容器包装等の再資源化の向上を図る。 <ul style="list-style-type: none"> ・指標：日本製薬工業協会加盟企業の工場・事業所から発生する廃棄物の最終処分量 ・目標値：平成22年度で16,000t（平成2年度比20.0%） ○ 医薬品製造販売業者等による自主的な環境配慮の取組を推進する。 <hr/> <p>【施策の柱】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）の適正な運用 ○ 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）の適正な運用 ○ 密閉型蓄電池を使用する医薬品製造販売業者等に対する自主回収及び再資源化への支援（資源有効利用促進法に基づく主務大臣の認定） ○ グリーン購入、環境報告書の作成・公表の促進等、環境に配慮した経営に向けた普及啓発
<p>2 進捗状況・実績</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「1 目標」に掲げる法律の適正な運用について、逐次、事業者団体及び関係省庁と連携して、施策に取り組んだ。 また、リデュース・リユース・リサイクル推進協議会が主催する「リデュース・リユース・リサイクル推進功労者等表彰」及びエコプロダクツ大賞推進協議会が主催する「エコプロダクツ大賞」に關係省庁と連携して参画し、医薬品製造販売業者等の3R活動及びエコプロダクツの普及を支援している。平成21年度は、医薬品製造販売業者等のうち、1社の事業所が「リデュース・リユース・リサイクル推進功労者等表彰」において厚生労働大臣賞を受賞した。 ○ なお、医薬品製造販売業者等の加盟団体の一つである日本製薬工業協会は自ら環境報告書を作成するとともに、協会加盟の医薬品製造販売業者等の工場・事業所から発生する廃棄物の最終処分量を平成22年度までに20%まで削減（平成2年度比）すること等を目標としている。 ○ 日本製薬工業協会加盟企業の工場・事業所から発生する廃棄物の最終処分量は、平成21年度実績では6,600tであり、8.3%まで削減（平成2年度比）しているが、更なる削減への取り組みが必要である。
<p>3 評価・課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 中小企業者である医薬品製造販売業者等の環境配慮における取組には遅れがみられることから、その推進に努める必要がある。
<p>4 今後の方向性（見直しの方向性）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 環境に配慮した率直的な取組例などを医薬品製造販売業者等に情報提供していくとともに、これら事業者の取組の進捗状況を把握していくことに努める。

③ 医療施設、保健衛生施設、社会福祉施設等における環境配慮の取組の推進

<p>1 目標</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 医療施設、保健衛生施設、社会福祉施設等における環境対策関係法令の遵守を促す。 ○ 医療施設、保健衛生施設、社会福祉施設等設置者による自主的な環境配慮の取組を推進する。 <p>【施策の柱】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)の遵守 ○ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)の遵守 ○ グリーン購入、環境報告書の作成・公表の促進等、環境に配慮した経営に向けた普及啓発
<p>2 進捗状況・実績</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 医療施設、保健衛生施設、社会福祉施設に対して送付した、「厚生労働省における環境配慮の方針」(平成19年7月26日環境対策推進本部決定)にそって、環境に配慮した経営に向けた普及啓発を行ったところである。 ○ 「病院における省エネルギー実施要領」(平成20年3月)を定め、本実施要領を活用した省エネ等のエネルギー管理の取組について、病院関係団体に協力を依頼したところである。 ○ 独立行政法人国立病院機構は環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律(平成16年法律第77号)における特定事業者として、平成21年度に環境報告書を作成・公表したところである。
<p>3 評価・課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「厚生労働省における環境配慮の方針」を医療施設、保健衛生施設、社会福祉施設に送付し、各施設における事業活動上の環境配慮の取組普及を依頼したことにより、環境配慮の意識も進みつつあるものと思われるが、各施設の所轄庁の大部分が都道府県等であるため、取組状況の実態把握が困難な状況である。 ○ 平成17年4月の環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律の施行から5年が経過し、事業者の環境配慮に対する意識はかなり高まってきていると思われるが、環境報告書の公表を行っているのが依然として大企業者が主であること等を鑑み、一層の意識高揚が必要と思われるため、環境配慮の状況の公表の方法に関する情報の提供等、事業活動における環境配慮の取組普及に努める必要がある。
<p>4 今後の方向性 (見直しの方向性)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 引き続き環境に配慮した率直的な取組例等を都道府県等に対して情報提供していくとともに、取組状況の実態に関して都道府県等からの情報提供を促す。 ○ 今後も積極的な情報提供等を通じて、継続的に普及、啓発活動に努める。

④ 厚生労働省所掌の事業者(独立行政法人, 公益法人等)による自主的な環境配慮の取組の推進

<p>1 目標</p>	<p>○ 厚生労働省所掌の事業者(独立行政法人、公益法人等)による自主的な環境配慮の取組を推進する。</p> <p>【施策の柱】</p> <p>○ グリーン購入、環境報告書の作成・公表の促進等、環境に配慮した経営に向けた普及啓発</p>
<p>2 進捗状況・実績</p>	<p>○ 平成21年5月省エネルギー・省資源対策推進会議省庁連絡会議決定「夏期の省エネルギー対策について」、平成21年10月同会議決定「冬期の省エネルギー対策について」等を周知し、環境に配慮した取組例などを情報提供し、これらの取組について、積極的に推進するよう要請している。</p> <p>○ 環境配慮契約、グリーン購入及び環境報告書に関する周知することで、環境に配慮した取組を促している(※)。</p> <p>○ 各職員に対して継続的にグリーン購入の意識を促すため、物品調達の際に提出する様式に、グリーン購入法適合の有無についてチェックする欄を設けている。</p> <p>○ ホームページにおいて、「環境物品等の調達の推進を図るための方針」、「環境物品等の調達実績の概要」及び「特定調達品目調達実績取りまとめ表」を毎年作成・公表している。</p> <p>○ 法人の自主的な取組としては、以下のようなものもある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 用紙類の使用量の削減。 ・ 水栓には、節水コマを取り付ける。さらに、必要に応じ、水栓での水道水圧を低めに設定する ・ 毎月、光熱水量をとりまとめ、各部署の担当者による省エネプロジェクトや部長等会議に報告を行い、エネルギー使用の抑制に関する注意喚起を行っている。 ・ スイッチの適正管理による待機電力の削減、省エネモードの設定など、エネルギー使用量の抑制。 <p>(※一部の法人に対して行っているものである。)</p>
<p>3 評価・課題</p>	<p>○ 団体職員に対して環境配慮の重要性を啓発するなど、所管法人における環境配慮の取組も浸透してきているが、法人によって取組み具合にはばらつきがあるため、引き続き一層の取組推進を図っていく必要がある。</p>
<p>4 今後の方向性(見直しの方向性)</p>	<p>○ 引き続き、所管法人に自主的な環境配慮の取組を促すとともに、その取組の進捗状況を把握していくこととする。</p>

(3) 環境保全上健全な水循環の確保に向けた取組

① 健全な水循環系の構築

<p>1 目標</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 水道広域化、漏水対策、用途間転用等により、水資源の有効利用を推進する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 指標：有効率(%) (=年間有効水量/年間給水量) ・ 目標値：95% ○ 流域関係者と連携し、取排水系統の再編等良好な水道水源の確保に努める。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 指標：原水良好度(有機物(TOC)の水道原水における水道水質基準達成率(%)) ○ 所要の施設整備を行い、安心・快適な水道水を供給する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 指標：水道普及率(%) ・ 目標値：前年度以上 <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>【施策の柱】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 水道広域化、水道水源開発、未普及地域解消、老朽管布設替、高度浄水処理施設整備等に係る技術的・財政的支援措置 ○ 原水から給水までの統合的アプローチによる水道水質管理水準の向上
<p>2 進捗状況・実績</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 有効率、原水良好度及び水道普及率の向上のため、国庫補助事業等により、水道広域化施設・簡易水道等の整備、水道水源の確保、老朽管等の水道施設の計画的な更新等を行った結果、平成20年度末で、上水道事業の有効率は92.9%、原水良好度は98.5%、水道普及率は97.5%となった。
<p>3 評価・課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 前年度比で、有効率は0.2ポイント増加、水道普及率は0.1ポイント増加し、着実に向上している。原水良好度は横ばいであるが高水準を維持している。
<p>4 今後の方向性 (見直しの方向性)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 引き続き、有効率及び水道普及率の向上並びに良好な水道水源の確保に努めるよう指導等を行っていくこととする。 ○ 引き続き、水道広域化施設・簡易水道等の整備、水道水源の確保、老朽管等の水道施設の計画的な更新等に対する国庫補助を行っていくこととする。

② 水道施設における廃棄物・リサイクル対策の推進

<p>1 目標</p>	<p>○ 浄水汚泥の有効利用を推進する。 ・ 指標：浄水発生土の有効利用率(%)</p> <hr/> <p>【施策の柱】 ○ 浄水汚泥の循環的利用の推進</p>
<p>2 進捗状況・実績</p>	<p>○ 水道事業者に対して、水道施設整備による浄水汚泥の有効利用の推進等に努めるよう助言を行っている。平成20年度末で、浄水汚泥の有効利用率は63%であった。</p>
<p>3 評価・課題</p>	<p>○ 浄水発生土の有効利用率は、3ポイント増加し、着実に向上している。</p>
<p>4 今後の方向性 (見直しの方向性)</p>	<p>○ 引き続き、水道事業者に対して、水道施設整備による浄水汚泥の有効利用の推進等に努めるよう指導等を行っていくこととする。</p>

(4) 化学物質の環境リスクの低減に向けた取組

① 環境リスクの評価・管理の推進

<p>1 目標</p>	<p>○ 化学物質について、環境リスクの評価、管理等を推進する。 ・指標：規制物質数</p> <hr/> <p>【施策の柱】</p> <p>○ 有害性及びリスクの評価、管理等の実施(化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(昭和48年法律第117号)の適正な運用)</p> <p>○ 既存化学物質の安全性点検の実施</p>
<p>2 進捗状況・実績</p>	<p>○ 第一種特定化学物質の指定(12物質)等を実施し、平成22年4月1日現在で、第一種特定化学物質は28物質、第二種特定化学物質は23物質、第一種監視化学物質は37物質、第二種監視化学物質は1070物質となった。</p> <p>○ 既存化学物質の安全性点検のため、新たに7物質について毒性試験を実施。</p>
<p>3 評価・課題</p>	<p>○ 人の健康を損なうおそれがある化学物質による環境の汚染の防止のため、新規化学物質について監視化学物質に指定する等、化審法の適正な運用が行われた。</p> <p>○ 既存化学物質のうち、毒性情報を優先して収集すべきと考えられる物質について安全性点検等を実施した。</p>
<p>4 今後の方向性 (見直しの方向性)</p>	<p>○ 引き続き、環境リスクの評価、管理等を推進していくこととする。</p> <p>○ ばく露が多いと考えられる高生産量の既存化学物質等について、引き続き、安全性点検を実施する。</p>

② リスク研究事業の推進

<p>1 目標</p>	<p>○ 環境中化学物質のリスク研究事業を推進し、施策へ反映する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指標 1 : 厚生労働科学研究における研究課題数 ・ 指標 2 : 指針の検討(「殺虫剤指針」は平成 17 年度に改訂作業終了) <p>【施策の柱】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 内分泌かく乱物質、ダイオキシン等に関する調査等研究事業の推進 ○ 殺虫剤指針に基づく施策の推進
<p>2 進捗状況・実績</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成 21 年度は、厚生労働科学研究における化学物質リスク研究事業として 26 件の研究課題を実施した。 ○ 「殺虫剤指針」は平成 17 年度に改訂作業終了。引き続き新たな指針の必要性について検討している。
<p>3 評価・課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 内分泌かく乱物質等に関する研究が進展し、毒性発現のメカニズムなどの知見が集積された。また、化学物質の安全性に係る評価手法の開発が進展した。 ○ 検討委員会において最新の技術情報を収集しながら検討している。
<p>4 今後の方向性 (見直しの方向性)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 引き続き、適切な研究課題を設定し、化学物質リスク研究事業を推進していくこととする。 ○ 引き続き、新たな指針の必要性について検討している。

③ 情報収集・提供体制の推進

<p>1 目標</p>	<p>○ 化学物質に係る情報収集・提供体制を整備する。 ・ 指標：既存化学物質毒性データベース（JECDB）の登録状況</p> <hr/> <p>【施策の柱】</p> <p>○ 化学物質に係る各種データベースの整備、インターネット等を通じた情報の発信等</p>
<p>2 進捗状況・実績</p>	<p>○ 現在、JECDB 登録物質数は 277 件であり、登録物質数を増やすべく鋭意作業を進めている。現在、情報提供様式の見直しを進めており、従来の html ベースの情報提供から pdf に切り替え作業中である。</p>
<p>3 評価・課題</p>	<p>○ 化学物質の安全性情報については厚生労働省ホームページ等で情報提供してきているところだが、市場に流通している化学物質のうち、十分な情報提供がなされているものはまだ限られている。</p>
<p>4 今後の方向性 (見直しの方向性)</p>	<p>○ 引き続き、化学物質に係る情報の収集を行い、JECDB への登録を行うとともに、厚生労働省ホームページ等において情報提供することとしている。</p>

④ 国際的な研究協力の推進

<p>1 目標</p>	<p>○ 化学物質対策に係る国際的な研究協力を推進する。 ・ 指標：OECD への報告件数 ・ 目標値：平成 22 年末、96 物質(累計)</p> <p>【施策の柱】</p> <p>○ OECD(経済協力開発機構)等の関係国際機関の活動への参画等</p>
<p>2 進捗状況・実績</p>	<p>○ 平成 21 年度は OECD へ 5 物質を報告し、平成 17 年度から 21 年度末における、OECD の化学物質の安全性試験結果の報告件数(累計)は 26 物質、通算 131 物質となった(OECD 全体としては、平成 21 年 10 月時点で通算 966 物質)。また、OECD、等への関係国際機関の活動に参画した(会議への参画、日本の方針の反映等)。</p>
<p>3 評価・課題</p>	<p>○ 平成 21 年度は OECD へ 5 物質を報告する等、積極的に国際的な協力を推進した。</p>
<p>4 今後の方向性 (見直しの方向性)</p>	<p>○ 引き続き、化学物質対策に係る国際的な研究協力を推進する。</p> <p>○ 平成 16 年 11 月開催の OECD の化学品合同会合において、新たな目標として平成 22 年までに 1,000 物質の点検を行うと決定がなされ、日本は 96 物質を目標に分担することとなっている。</p> <p>○ 現在、OECD における 2010 年(平成 22 年)以降の取組について検討されている段階であるが、新たな取組に対しても、日本として積極的に協力する予定。</p>

(5) 生物多様性の保全のための取組

① 医薬品分野における生物多様性の確保の推進

<p>1 目標</p>	<p>○ 医薬品分野において生物多様性の確保を図る。 ・指標：第一種使用等(開放系での使用等)に係る承認件数、第二種使用等(閉鎖系での使用等)に係る確認件数</p> <p>【施策の柱】</p> <p>○ 遺伝子組換え生物等を使用した医薬品の適正な製造等の確保(遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律(平成15年法律第97号)の適正な運用)</p>
<p>2 進捗状況・実績</p>	<p>○ 医薬品等について、平成21年度内に新たに行われた第一種使用に係る承認の件数は0件、第二種使用に係る確認件数は11件であった。これにより同年度末における累計数は、第一種使用に係る承認の件数1件、第二種使用に係る確認の件数132件となった。</p> <p>○ 平成21年度末の製造販売業者からの遺伝子組換え生物等を使用した医薬品等の製造状況に関する報告数は52件であった。 (注) 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律に基づく第一種使用に係る承認申請中又は第二種使用に係る確認申請中に年度報告を提出している製造販売業者があること、第二種使用に係る確認を要しない遺伝子組換え生物を使用する場合であっても年度報告の提出が必要となる場合があることなどから、上記の数字は必ずしも一致しない。</p>
<p>3 評価・課題</p>	<p>○ 医薬品の分野において、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律の適正な運用が行われている。</p>
<p>4 今後の方向性 (見直しの方向性)</p>	<p>○ 引き続き、医薬品等の分野においても遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律に基づき、生物多様性の保全を図っていくこととする。</p>

② 里地里山の保全と持続可能な利用

<p>1 目標</p>	<p>○ 農林業等における労働力の確保・育成により、里地里山の保全に資する森林や農耕地等の整備等を行い、もって生物の多様性を図る。 ・指標：林業事業体共同説明会参加者の就職率(%)</p> <hr/> <p>【施策の柱】</p> <p>○ 林業等に関する職業講習会・就職ガイダンス等の実施 ○ 就農等支援コーナー等による求人情報の提供</p>
<p>2 進捗状況・実績</p>	<p>○ 林業等に関する職業講習会・就職ガイダンスを年 28 回、林業事業体共同説明会を年 13 回開催し、728 人の参加者があり、12%の就職率であった。 ○ 就農等支援コーナーの利用者 19,276 人のうち 14,645 人に対し農林漁業への就業に関する相談を行った。</p>
<p>3 評価・課題</p>	<p>○ 林業に関する林業事業体共同説明会等の就職率については 12%と一定の成果を見せていることから、生物多様性の保全のための取組として効果的であった。</p>
<p>4 今後の方向性 (見直しの方向性)</p>	<p>○ 引き続き、林業事業体共同説明会の開催等により、山村地域活性化を支援し、里地里山の保全を行うことにより、地域特有の生物の生育・生育環境の質を維持していくこととする。</p>

II 通常の経済活動主体としての厚生労働省の業務における環境配慮の取組

<p>1 目標</p>	<p>○ 環境物品を活用することにより、環境への配慮を促進する。 ・ 指標：調達率 100% (95%) を達成した品目数の割合 ・ 目標値：100%</p> <hr/> <p>【施策の柱】</p> <p>○ 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号)に基づく環境物品等の調達を図るための方針に基づくすべての取組の推進</p>
<p>2 進捗状況・実績</p>	<p>○ 毎年、「環境物品等の調達の推進を図るための方針」(厚生労働省グリーン調達推進本部決定。以下「調達方針」という。)を策定し、環境物品等の調達目標等を定めている。そして、毎会計年度終了後、環境物品等の調達の実績を取りまとめて公表するとともに、環境大臣へ通知している(平成21年度の実績は別紙のとおり。)</p> <p>環境物品等の特定調達物品(国及び独立行政法人等が重点的に調達を推進する際の判断基準を満たす物品)については、調達方針に基づき、エコマーク等の情報を活用することにより、できる限り環境負荷の少ない物品の調達に努めた。</p> <p>また、特定調達物品以外の物品等についても調達方針に準じて、エコマーク等の認定を受けている製品又はこれと同等の環境物品を調達するよう努めた。</p>
<p>3 評価・課題</p>	<p>○ 平成21年度は、平成20年度と比べて調達品目数が減少したこともあり、調達率100%を達成した品目数は減少したが、全調達品目数に対する調達率100%を達成した品目数の割合は平成20年度の実績を上回った。</p> <p>今後についても、厚生労働省として国民サービスを低下させない範囲内において、グリーン購入法の趣旨に鑑み、引き続き可能な限り環境物品等の調達推進に一層努めることとする。</p>
<p>4 今後の方向性 (見直しの方向性)</p>	<p>○ 引き続き、調達担当者に対してグリーン購入法の趣旨を徹底するとともに、直接、国民サービスに使用するもの以外については、原則、グリーン購入法の基準を満たすものとするよう指導等を行っていくことにより更に実績値の向上に努める。</p>

<p>1 目標</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 温室効果ガスの排出を抑制し、環境への配慮を促進する。 ・指標：温室効果ガスの総排出量削減割合(平成13年度比) ・目標値：平成22～24年度平均で13.2%の削減 <hr/> <p>【施策の柱】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)に基づく「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画」(政府実行計画)(平成19年3月30日閣議決定)に基づくすべての取組の推進
<p>2 進捗状況・実績</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成20年度の削減実績は、基準年度である平成13年度比では8.1%増と政府実行計画で掲げられた-13.2%の削減目標には及ばなかった。 ○ 平成20年度実績の厳しい状況を踏まえ、平成22年3月18日に厚生労働省温室効果ガス削減対策実行委員会を開催し、厚生労働省温室効果ガス削減計画の着実な実施のために、目標値管理の徹底等について指示した。 ○ 自動車等の効率的利用、エネルギー及び用紙類使用量の削減について示した「厚生労働省CO₂削減対策行動ルール」について、管下の組織・施設等に対しより一層の周知を促した。 ○ 夏期重点取組に関して、冷房の運転期間の徹底、効率的な運転、軽装の励行等を徹底し、冬期重点取組に関しては、暖房の温度設定、短縮運転等を徹底した。 ○ 各施設における温室効果ガス排出量を毎月報告させることにより、随時進捗状況を把握している。
<p>3 評価・課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「厚生労働省温室効果ガス削減計画」においては、平成22年度から平成24年度平均で平成13年度比-13.2%の削減目標を掲げているところであり、抜本的なソフト・ハード対策を強力に推進することにより目標達成を図っていく。 特に、温室効果ガス排出量の約8割が電気の使用によるものであることから、各施設の節電に係る一層の取組が求められる。
<p>4 今後の方向性 (見直しの方向性)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 削減目標達成のため、平成22年度からは、「厚生労働省温室効果ガス削減対策実行委員会」を原則として毎月開催し、各組織・施設に対し温室効果ガス排出量を毎月報告させ、評価を行う。 ○ 削減効果の鈍い施設に対しては注意喚起をすることで取組の一層の強化を図っていく。

<p>1 目標</p>	<p>○ 仕事と生活の調和が取れた働き方の実現を通じて、職場としての環境負荷の低減に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指標：「休暇作戦 2per1」達成率(本省内部部局) ・ 目標値：100% <hr/> <p>【施策の柱】</p> <p>○ 「早期退庁を促進するための具体的方策について」(平成14年8月早期退庁促進のための省内検討チーム)に基づいた「一斉定時退庁日」等の推進、「休暇作戦 2per1」の促進。</p>
<p>2 進捗状況・実績</p>	<p>○ 「休暇作戦 2per 1」(※)</p> <p>各部局の年次休暇の取得実績を幹部会議に報告し、取得促進働きかけを行った。</p> <p>(※) 毎月合計2日の年次休暇の取得を目標とし、毎月1日は必ず達成すべきものとして平成17年12月から実施している取組</p> <p>○ 以下のような取組を独自に行っている部局も見られる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国会待機について、極力必要最小限の人数で対応するよう、努めている。 ・ 局内各課において独自に定時退庁日を定め、職員の早期退庁を促している。
<p>3 評価・課題</p>	<p>○ 休暇取得率の向上については、平成17年12月から実施している「休暇作戦 2per 1」により、その取組意識が向上し一定の効果を上げつつあると認められるが、より一層の向上が必要である。</p> <p>○ 早期退庁を実施するに当たり、国会審議等の他律的な要素もあり、十分な効果を上げることが難しい面がある。特に国会期間中は超過勤務時間が長くなる傾向がある。</p>
<p>4 今後の方向性 (見直しの方向性)</p>	<p>○ 休暇取得率の向上は、平成16年4月から実行している厚生労働省特定事業主行動計画における取組の一環でもあるが、いずれも、特に管理者の意識を高めた上で推進、定着させることが重要であり、今後とも、この点を十分に踏まえ、積極的に取り組んでいくこととする。</p>